

いじめ防止基本方針



令和7年4月

竹園学園 つくば市立竹園東小学校

目次

I. はじめに	1
II. いじめ問題の基本的視点	1、2
1 「いじめ」の定義	
2 「いじめ」の様態	
3 「いじめ」の構造	
III. いじめを未然に防止するための方策	3
1 いじめの「治療的予防」と「教育的予防」	
2 保護者や地域との連携	
3 早期発見への努力	
4 「ネット上のいじめ」への対策	
IV. いじめ発生時の基本的な対応姿勢	3、4
1 被害児童（いじめられた側）に対して	
2 加害児童（いじめた側）に対して	
3 観衆や傍観者に対して	
V. いじめ発生時の対応（いじめ防止対策委員会の活動）	4～6
1 いじめ防止対策委員会の設置と役割	
2 指導方針・指導手順の決定	
3 いじめ発覚、またはいじめの疑惑があった場合の対応	
4 重大事態について	
VI. 再発防止に向けた校内指導体制の充実	10
1 全職員の危機意識の高揚	
2 指導力向上のための研修の充実	
3 児童生徒のいじめ対応能力を高める	
4 専門機関との連携	

I. はじめに

令和の時代に突入し、子どもたちを取り巻く環境はますます変化している。学校教育においても高度化・複雑化する諸課題への対応が必要となっている。目まぐるしく変化する社会の中にあり、現代の学校教育が抱える課題の一つとしていじめが挙げられる。深刻化するいじめを背景とし、平成25年には「いじめ防止対策推進法」（文部科学省）が策定された。本方針は、同法第13条の規定および「つくば市いじめ防止基本方針（令和2年度改訂版）」（つくば市教育委員会）に基づき、策定されたものである。

いじめは、どの学校にも、どの児童にも起こりうるという認識をもち、児童が安心安全な学校生活を送れるよう、いじめ防止に向けた基本的な方針を定めたものである。

II. いじめ問題の基本的視点

1 「いじめ」の定義

「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項）とされている。

このことを踏まえると、個々の行為が「いじめ」に当たるかは、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う必要があることが分かる。

2 「いじめ」の様態

文部科学省では「いじめ」の様態を以下のように分類している。

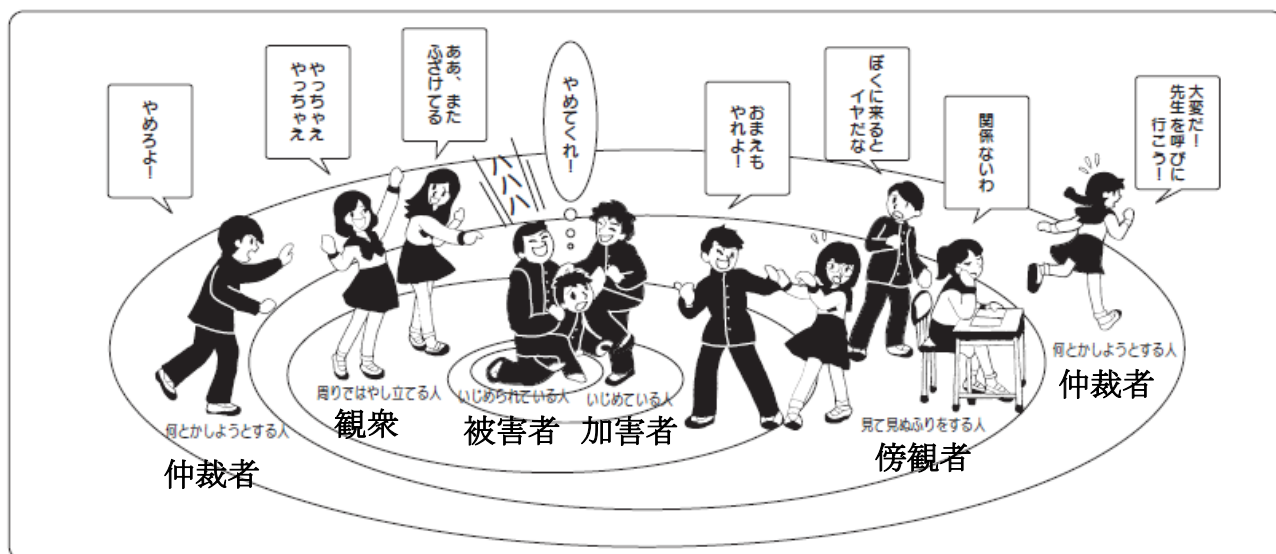
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

文部科学省 「[いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定（最終改定 平成29年3月14日））](#)」より

3 いじめの構造

いじめが発生するときには、所属する集団の児童生徒の間に「いじめの四層構造」ができあがっていることが多い。いじめを受けている児童生徒から見れば、周りではやしたてる者も見えて見ぬふりをする者も「いじめている人」に見える。さらに、見て見ぬふりをしている児童生徒がおり、結果としていじめを黙認していることもなる。

- * 被害者（いじめられている者）
- * 加害者（いじめている者）
- * 観衆（周りではやしたてる者）→ いじめを助長・促進する働き
- * 傍観者（見て見ぬふりをする者）→ 結果としていじめを支持する働き



* 傍観者も加害者である

「いじめに加担したつもりはない」「被害を与えるようなことは何もしていない」

確かに個人の行為ではそうである。しかし、いじめへの反作用が起きなければ、いじめを助長することになってしまう。「被害者」から見れば、助けてくれない人は、加害者の仲間である。

「観衆」と「傍観者」は「被害者」にまわる可能性があり、「加害者」に変身することもある。

Ⅲ. いじめを未然に防止するための方策

1 いじめの「治療的予防」と「教育的予防」

- (1) 治療的予防とは、早期発見や早期対応の徹底や発生の予測から行う問題対応型の予防である。「直す」ことによるいじめの予防とも言える。
- (2) 教育的予防とは、全ての児童が問題を回避したり解決できたりする大人に育つことを目標に行われる予防である。「変わる」「育つ」ことによる予防と言える。

2 家庭や地域との連携

家庭や地域との連携を図り、児童の情報収集を十分行い、様々な面からいじめ予防に取り組む必要がある。

3 早期発見への努力

日頃の観察に加え、定期的に行う学校生活アンケートや「せんせいあのね」、つくば市学校生活アンケート等を通して、学校としての課題や児童の現状について早期に気付けるようにしていく。自由記述欄を設け、生徒の不安を相談できる場にしていく。

また、隔週で生徒指導部会を行う（教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当）。各学年の生徒指導案件を共有し、互いに助言ができるようにする。

4 「ネット上のいじめ」への対策

情報モラルに関する道徳や学級活動を通して、「ネット上のいじめ」の未然防止に努める。また、子どものスマートフォンやパソコン等の使用については、家庭で約束事を決めるとともに、インターネットを通じていじめの書き込みをしたり、誰かにいじめを受けたりしていないかの確認を定期的に行ってもらおうよう、協力を求める。

Ⅳ. いじめ発生時の基本的な対応姿勢

1 被害児童（いじめられた側）に対して

- (1) 訴えを丁寧に聞き、事実を正確に把握する

受容的な態度で、児童に対して誠意をもって向かう。いつごろから、誰によって、どんな理由で、どんなふうにいじめられたのかを、その辛さや苦しさを共有しながら聞く。また、仕返しなどの不安感の除去に努めることが不可欠である。

- (2) かかわりながら自立を促す

いじめられた児童にも問題があるという考えは、あってはならない。

児童のよき理解者として温かく包み込む姿勢で、児童とかかわりながら、次第に自立していきけるように援助していく。

2 加害児童（いじめた側）に対して

（１） いじめの事実に対して毅然と指導する

いじめ行為は、「命にかかわる重大なこと」であることを気付かせ、毅然とした態度で指導する。留意点として、いじめを行った「事実」とその人の「人格」とを区別して指導することが大切である。（行為や事実に対して指導すること）

（２） いじめられた者の苦しみや心の痛みに気付かせる

いじめられた側の心の痛みに気付かせながら、内面に深く迫る指導を粘り強く行う。指導は迅速でなければならないが、解決を急ぐあまり、不満や遺恨がないようする。

（３） 立ち直りの機会を確保する

加害児童が自分のしたことの重大性に気付き、改められるよう継続的に指導、教育相談を行う。

3 観衆や傍観者に対して

自分の問題として捉えさせるため、いじめられた側の苦しい気持ちを理解させたり、一人一人が具体的な行為についてどのように受け止めたらいいのかを考えさせたり、話し合わせたりしながら、正しいことを、勇気をもって行動できるように指導する。

V. いじめ発生時の対応 （いじめ防止対策委員会の活動）

1 いじめ防止対策委員会の設置と役割

いじめの防止等に関する対応を効果的に行うため、以下のメンバーで構成される「いじめ防止対策委員会」を設置する。

校長、教頭、教務主任、特別支援コーディネーター、生徒指導主事、養護教諭、該当学年主任、学級担任、（該当学年職員）

2 指導方針・指導手順の決定

（１） いじめ防止対策委員会メンバーで情報共有を行い、加害児童、被害児童、観衆児童などへの指導方針と指導の時間、場所、担当者、内容を確認する。

（２） 関係機関への報告（教育委員会、教育相談センター、警察、児童生徒相談所）

- ・つくば市教育委員会へ報告する。
- ・心のケアなどが想定される場合には、スクールカウンセラーと連携をする。
- ・いじめの内容によっては、児童相談所、警察等へ連絡する。

（３） いじめ解消の見極め

いじめが解消している状態とは、①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（３か月が目安）継続している、②被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）、という二つの要件が満たされていることを指す。いじめ防止対策委員会で検討の上、解消の判断をする。場合によっては数年間の経過観察が必要になることもある。

3 いじめの発覚、またはいじめの疑惑があった場合の対応

発覚・
疑い

いじめの発生、またはいじめの疑い
(観察、学校生活アンケート、「せんせいあのね」、情報提供など)

事実確認・
調査

該当児童や周囲の児童へ丁寧に聞き取りを行う。

- ① 情報提供者や被害児童に、「いつ」、「どこで」、「誰に」、「何をされたか」などを確認する。
→二次的な問題が起こらないよう、傷ついた心のケアも同時に行う。
- ② 被害児童承諾の上、加害児童へ確認する。
→承諾がない場合は、アンケートや周囲の児童への聞き取り等、他の方法で事実を確認できるようにする。
- ③ 事実のすり合わせを行う。
→噛み合わない場合、周囲にいた児童などにも確認する。保護者に協力を仰ぐこともある。

<緊急性があると判断した場合>

・怪我をしたり、特に深刻であったりするなど、緊急性があると判断した場合、早急に教頭や学年主任へ報告をし、複数職員で対応を行う。

情報共有

いじめ防止対策委員会メンバーで情報を共有する。
※教頭と学年主任、学年職員へは、早急に報告する。

対応方針の
決定

- ① いじめの有無の判断
- ② 対応方針の検討・協議・決定

対応・
指導

- ① 加害児童、観衆、傍観者への指導
→P4「2加害児童(いじめた側)に対して」、「3 観衆や傍観者に対して」に沿って、毅然とした態度で指導する。
- ② 状況に応じた謝罪等の場の設定、今後の関わり方についての確認
※謝罪ができなかった場合は、その事実も保護者に伝える。
- ③ 被害児童や加害児童の保護者への連絡(即日)
→「確認した事実」「指導内容」「それぞれの児童の様子」「今後に関わり方について」など、情報のズレのないよう、両保護者に伝える。
- ④ 被害児童の安全確保・心のケア
- ⑤ 客観的な事実(聞き取りの内容・指導内容等)の記録
- ⑥ つくば市教育委員会など関係機関への報告、連携

再発
防止

- ◆継続指導、経過観察
- ◆再発防止の取組(学年や学校全体への指導)

4 重大事態について

(1) 重大事態とは

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。【「いじめ防止対策推進法」第28条第1項第1号】
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【「いじめ防止対策推進法」第28条第1項第2号】

(2) 重大事態への対応

重大事態に対しては、いじめ防止対策委員会を中心に以下の通り対応していく。

事案発生

重大事案の疑い

いじめ防止対策委員会で判断する。重大事案の申立てがあった時も報告し、調査を行う。

発生報告

つくば市教育委員会へ報告

※教育長から市長へ報告、担当の指導主事を当該校に派遣
※学校のみでは対応しきれない場合には、警察に相談・通報して対応することもある。

事前説明

調査を始める前に、対象児童・保護者への事前説明を行う

※関係児童・保護者への説明も行い、協力をお願いすることもある。

調査

- ◆調査の進め方について、いじめ防止対策委員会で事前に検討をする。
※つくば市教育委員会などとも連携しながら検討を進める。
- ◆対象児童・保護者へも適切に経過報告を行う。
- ◆調査報告書を作成する。
- ◆再発防止策の提言につなげる。

説明・公表

- ◆対象児童・保護者へ説明する。
- ◆いじめを行った児童・保護者へ説明する。
- ◆地方公共団体の長等へ報告をする。
- ◆文部科学省に対し重大事案報告書を提供する。

その後の対応

- ◆対象児童の心のケア、学習支援や登校支援
- ◆いじめを行った児童への指導及び支援
- ◆これまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施
※地方公共団体の長等が再調査を必要であると判断した場合は、再調査を行い、結果の報告と文部科学省への再調査報告書の提供を行う。

VI. 再発防止に向けた校内指導体制の充実

1 全職員の危機意識の高揚

子どもたちと日々のふれあいを大切に、日常生活の中で、いじめの早期発見に努めることが大切である。児童の気になる行動を目にした場合には、すぐに、管理職・担任・学年職員など、関係する職員全員に、様子を連絡する体制や雰囲気をつくり、複数の目で児童の生活をみられるようにする。

2 指導力向上のための研修の充実

いじめの問題、生徒指導の問題については、教師の指導力や問題発見能力を向上させていくことが必要である。また、職員間で、問題への対処の経験を話し合う習慣や雰囲気をつくる。

校内研修で生徒指導にかかわる案件を取り上げ、経験を話し合い、共有することで、それぞれの職員が、指導方法や指導の考え方などを学ぶことができるよう計画的に研修を設定する。

3 児童のいじめ対応能力を高める

教師の「いじめを許さない」、「いじめを起こさない」という強い意志と言動が、児童にも伝わり、いじめを再発させない集団に育っていくよう、指導を続けていく。

4 専門機関との連携

いじめが発生した場合、関係児童や保護者には、心に大きな傷ができる。精神的な安定を図るため、専門家と連携した中・長期の心のケアを検討する。

【参考】

○子どもの権利に関する条約

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>

○いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406848.htm

○生徒指導提要（令和4年12月改訂）

https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf

○いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日）

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/___icsFiles/afieldfile/2018/03/19/1304156_02_2_1.pdf

○つくば市いじめ防止基本方針（令和2年改訂版）

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/material/files/group/152/Basic-Policies-for-the-Prevention-of-Bullying-1.pdf>